

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へそれぞれ引き上げられました。

また、地方消費税の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や人件費は除く)に充てるものとされています。(地方税法第72条の116第2項)

令和4年度一般会計における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 令和4年度地方消費税交付金当初予算額 131,855 千円

うち令和4年度地方消費税交付金(社会保障財源化分) 66,800 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 1,553,108 千円

区 分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	81,349	1,760	2,634	11,300	0	1,292	64,363
	障がい者福祉事業	232,166	92,216	71,763	300	245	15,043	52,599
	高齢者福祉事業	20,653	0	630	10,400	1,129	1,345	7,149
	児童福祉事業	529,521	165,574	89,638	17,000	54,406	24,288	178,615
	後期高齢者医療事業	81,545	0	0	0	0	5,327	76,218
	小 計	945,234	259,550	164,665	39,000	55,780	47,295	378,944
社会保険費	国民健康保険事業	62,325	7,929	27,420	0	0	4,072	22,904
	介護保険事業	132,022	4,750	2,375	0	0	8,625	116,272
	後期高齢者医療保険事業	33,661	0	19,310	0	0	2,199	12,152
	小 計	228,008	12,679	49,105	0	0	14,896	151,328
保健衛生費	保健衛生事業	284,967	381	969	0	0	89	283,528
	健康増進・予防事業	94,899	28,051	412	600	30,250	4,520	31,066
	小 計	379,866	28,432	1,381	600	30,250	4,609	314,594
合 計	1,553,108	300,661	215,151	39,600	86,030	66,800	844,866	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する経費のうち充当対象経費(事務費や職員の人件費を除いたもの)の比率に応じてあん分し充当しています。